



軽自動車税の税率経年変化表

単位：円

| 車種区分 | 現行税率 (平成26年度課税) | 平成27年度課税 | | 平成28年度課税 | | | |
|--------------------|--------------------|----------------|-------------|------------------------|---------------|-------------------------------|--------|
| | | 平成27年3月31日以前登録 | 平成27年4月1日登録 | 平成15年4月1日～平成27年3月31日登録 | 平成27年4月1日以降登録 | 初期登録から13年経過車両 (平成14年度以前登録) | |
| 三輪 | 3,100 | 3,100 | 3,900 | 3,100 | 3,900 | 4,600 | |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用 | 7,200 | 10,800 | 7,200 | 10,800 | 12,900 |
| | | 営業用 | 5,500 | 6,900 | 5,500 | 6,900 | 8,200 |
| | 貨物用 | 自家用 | 4,000 | 5,000 | 4,000 | 5,000 | 6,000 |
| | | 営業用 | 3,000 | 3,800 | 3,000 | 3,800 | 4,500 |
| 専ら雪上を走行するもの | 2,400 | — | | — | | | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600 | 2,400 | | 2,400 | | |
| | その他のもの | 4,700 | 5,900 | | 5,900 | | |
| 原付 | 50cc以下 | 1,000 | 2,000 | | 2,000 | | |
| | 50cc超90cc以下 | 1,200 | 2,000 | | 2,000 | | |
| | 90cc超125cc以下 | 1,600 | 2,400 | | 2,400 | | |
| | ミニカー | 2,500 | 3,700 | | 3,700 | | |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | 2,400 | 3,600 | | 3,600 | | | |
| 小型二輪車(250cc超) | 4,000 | 6,000 | | 6,000 | | | |

平成26年度地方税の改正にて軽自動車税が見直されたことにより、平成27年4月1日から、原動機付自転車および二輪車等については税率を引き上げます。

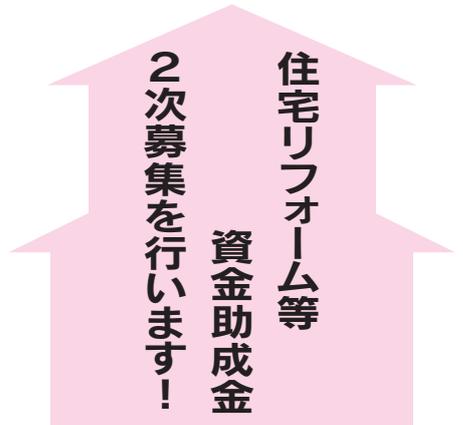
四輪車等については、平成26年度までに登録された車両においては、現行の税率を適用しますが、平成27年度以降に新車購入された四輪車等において、乗用自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に税率の引き上げを実施します。また、グリーン化を進める観点から、初期登録から13年を経過した四輪車等については、新税率をさらに1.2倍にした税率となります。(右上の税率経年変化表を参照)

なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイク・軽自動車を所有している方に課税されます。所有者が転入・転出した場合には、住所変更の手続きを、廃棄・譲渡をした場合には、廃車や名義変更の手続きを3月末までにしてください。手続きがされない場合は、その年度の軽自動車税は所有者に課税することになります。

また、所有者が死亡したときは、必ず名義変更などの手続きをお願いします。

※詳細は、下記窓口にお問い合わせください。

| 車種 | 取扱窓口 |
|--|--|
| 原動機付自転車 (125cc以下) ミニカー 小型特殊自動車 | 市役所市民税課 ☎22-2209 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 |
| 二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超) | 関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 (テレホンサービス) |
| 三・四輪の軽自動車 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎048-574-1662 |



- 自己居住用住宅のリフォーム(改修)工事等を行う場合に、その経費の一部を助成します。
- 対象者**
- ① 市民で、市税の未納がない方
 - ② 対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていない方
 - ③ 過去にリフォーム助成金を受けていない方(太陽光発電の設置工事を除く。)
- 対象工事**
- ① 対象者の居住用であり、過去に、リフォーム助成金を受けたことのないリフォーム工事等であること
 - ② 市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること
 - ③ 工事着工前であること
- ※申請内容について職員が現場を確認する場合があります。
- ④ 住宅環境の改善に関するリフォーム工事等であること

(例) 耐震補強・台所・風呂・トイレ・床・畳・天井・ふすま・屋根・外壁・塀・物置・車庫・火災警報器等

※過去にこの助成を受けていても、現行の耐震基準に適合させる工事(昭和56年5月31日以前の建物)は1回限り対象となります。

助成金額 20万円以上(消費税を除く)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・千円未満切捨て)

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

申請後、工事金額に増額があつても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更になります。

申請書の配布 商工課(地場産センター)3階・吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課にて配布。

※市庁からもダウンロード可

申請受付 9月29日(月)～10月3日(金)午前9時～午後5時

受付場所 商工課、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

・先着順ではありません。予算を上回った場合は抽選になります。

・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。

商工課 ☎25-5208